

IFRSが求める事とこれからの経理・財務部門の役割

2010/2/23

(株)ビジネスブレイン太田昭和 会計システム研究所 所長

日本CFO協会主任研究委員

中澤会計情報システム研究所 代表

中澤 進

説明内容

1

国際会計基準の歴史と動向

2

IFRSの狙いと特徴

3

これからの経理・財務部門の役割

4

IFRS対応プロジェクトのポイント

5

まとめ

1. 国際会計基準の歴史と動向

1

国際会計基準の歴史と動向

2

IFRSの狙いと特徴

3

これからの経理・財務部門の役割

4

IFRS対応プロジェクトのポイント

5

まとめ

国際会計基準とは(1)

会計基準	設定主体
IAS: International Accounting Standard 国際会計基準	IASC: International Accounting Standards Committee 国際会計基準委員会(1973年に設立)
SIC 解釈指針	SIC: Standing Interpretations Committee 解釈指針委員会
IFRS: International Financial Reporting Standard 国際財務報告基準	IASB: International Accounting Standards Board 国際会計基準審議会(2001年にIASCから改組)
IFRIC 解釈指針	IFRIC: International Financial Reporting Interpretations Committee 国際財務報告解釈指針委員会

■IASCが発行した基準書(IAS)及び解釈指針(SIC)は改訂・削除されない限り適用。

■基準書であるIFRSとIASは、総称としてIFRSs(国際財務報告基準)と表現するが、通常、国際会計基準と呼ばれる。



International
Accounting Standards
Board®

国際会計基準とは(2)

IFRS(8)

IFRS 1 IFRSの初度適用

IFRS 2 株式に基づく報酬

IFRS 3 企業結合

IFRS 4 保険契約

IFRS 5 売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業

IFRS 6 鉱物資源の探査及び評価

IFRS 7 金融商品:開示

IFRS 8 事業セグメント

IFRS 9 金融商品

IAS(29)

IAS 1 財務諸表の表示

IAS 2 棚卸資産

IAS 7 キャッシュフロー

IAS 8 会計方針、会計上の見積の変更及び誤謬

IAS 10 後発事象

IAS 11 工事契約

IAS 12 法人所得税

IAS 16 有形固定資産

IAS 17 リース

IAS 18 収益

IAS 19 従業員給付

IAS 20 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示

IAS 21 外国為替レート変動の影響

IAS 23 借入費用

IAS 24 関連当事者についての開示

IAS 26 退職給付制度の会計及び報告

IAS 27 連結及び個別財務諸表

IAS 28 関連会社に対する投資

IAS 29 超インフレ経済下における財務報告

IAS 31 ジョイントベンチャーに対する持分

IAS 32 金融商品:表示

IAS 33 一株当り利益

IAS 34 中間財務報告

IAS 36 資産の減損

IAS 37 引当金、偶発負債及び偶発資産

IAS 38 無形資産

IAS 39 金融商品:認識と測定

IAS 40 投資不動産

IAS 41 農業

国際会計基準とは(3)

IFRIC(18)

IFRIC1廃棄、現状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動

IFRIC2協同組合に「対する組合員の持分及び類似の金融商品

IFRIC4契約にリースが含まれている否かの判断

IFRIC5廃棄、現状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利

IFRIC6特定市場への参加から生じる負債－電気・電子機器廃棄物

IFRIC7 IAS29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用

IFRIC8IFRS2号の範囲

IFRIC9組み込みデリバティブの再査定

IFRIC10中間財務報告と減損

IFRIC11IFRS2号－グループ及び自己株式取引

IFRIC12サービス委譲契約

IFRIC13カスタマーロイヤリティプログラム

IFRIC14IAS19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係

IFRIC15不動産の建設に関する契約

IFRIC16在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

IFRIC17所有者に対する非現金資産の分配

IFRIC18顧客からの資産移転

IFRIC19持分(資本性)金融商品による金融負債の消滅

SICS(11)

SIC7ユーロの導入

SIC10政府援助－営業活動と個別的な関係がない場合

SIC12連結－特別目的事業体

SIC13共同支配企業－共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出

SIC15オペレーティングリース－インセンティブ

SIC21法人所得税－再評価された非減価償却資産の回収

SIC25法人所得税－企業又は株主の課税上の地位の変化

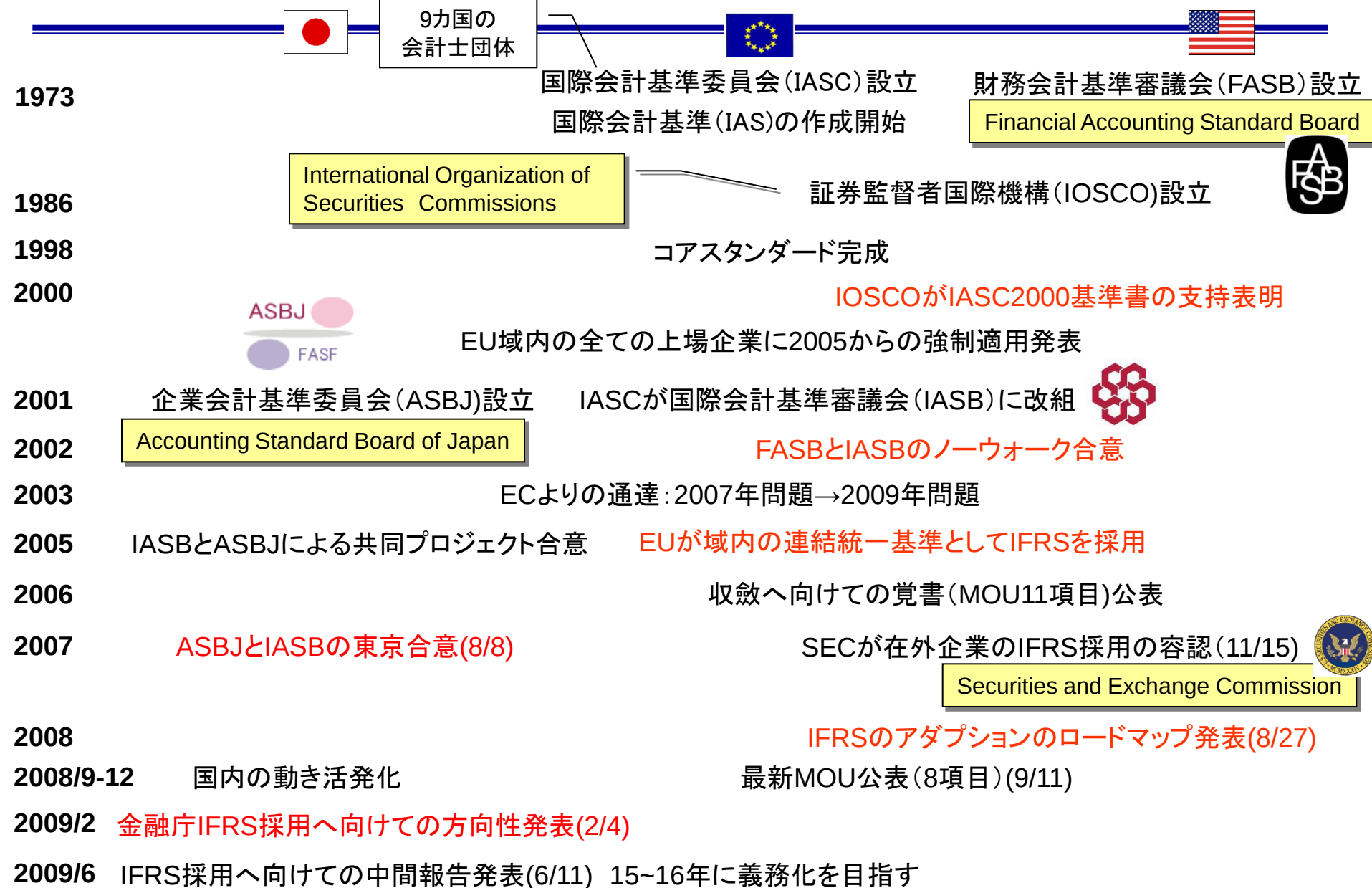
SIC27リースの法形式を伴う取引の実質の評価

SIC29サービス委譲契約－開示

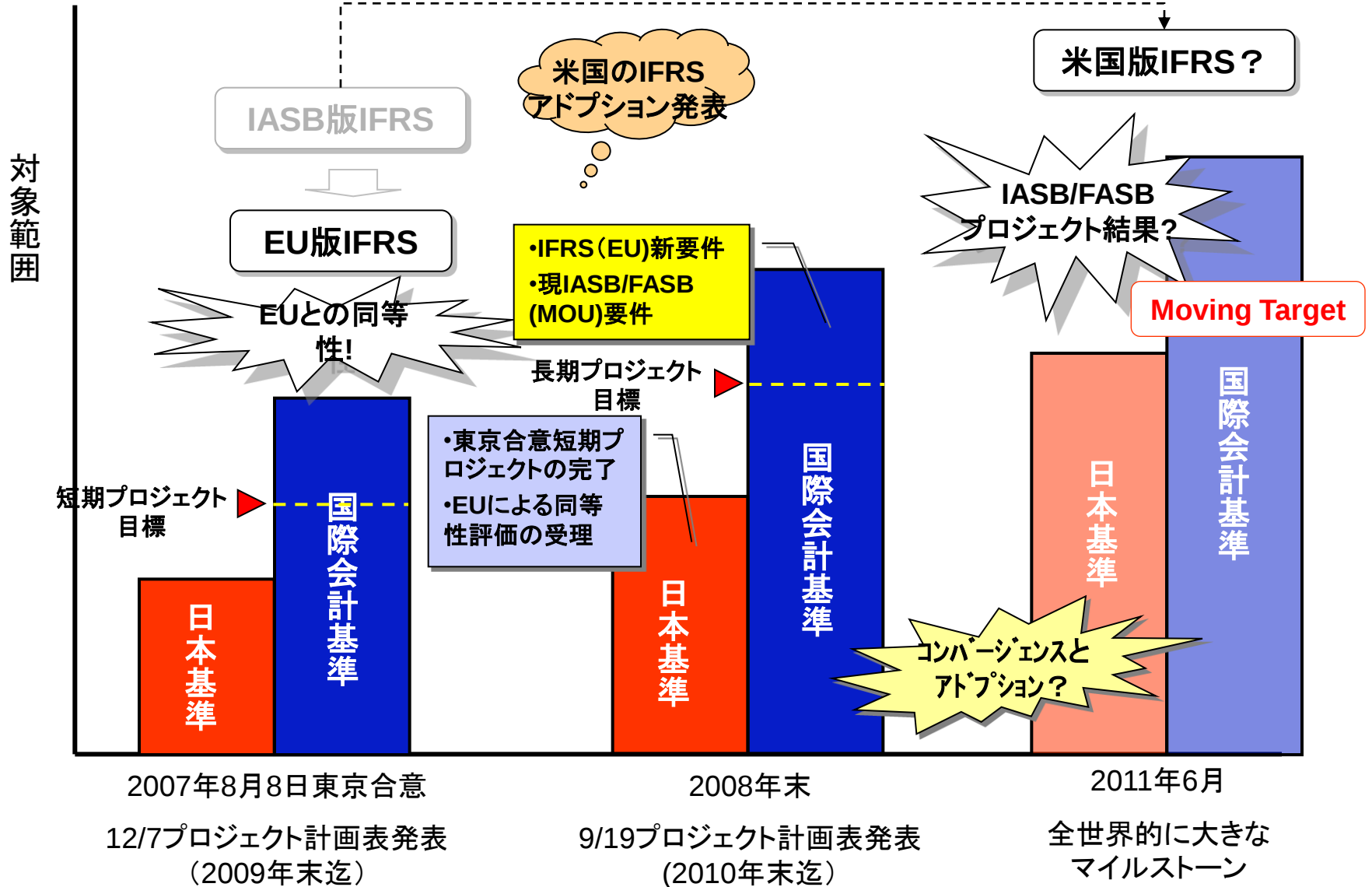
SIC31収益－宣伝サービスを伴うバーター取引

SIC32無形資産－ウェブサイト費用

国際会計基準の歴史と変遷



日本基準とIFRSとのギャップ



IASBプロジェクト計画表 (MoU対象)

2009/11/5現在 IASBサイトより

	予想される公表日						
	2009 Q4	2010 Q1	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 H1	2011 H2+
金融危機関連プロジェクト							
連結				IFRS			
認識の中止				IFRS			
公正価値測定ガイダンス	RT			IFRS			
金融商品 (IAS39号置換え)							
保有区分及び測定	IFRS						
減損 (ED、2010年6月30日までコメント募集)					IFRS		
ヘッジ				IFRS			
MoU関連プロジェクト							
財務諸表の表示							
非継続事業		IFRS					
包括利益計算書		ED		IFRS			
IAS1号及びIAS7号の置換え			ED			IFRS	
資本の特徴を有する金融商品			ED			IFRS	
法人所得税							
ジョイントベンチャー		IFRS					
リース			ED			IFRS	
退職後給付 (含む年金)		ED				IFRS	
収益認識			ED			IFRS	

IASBプロジェクト計画表 (IASB及びFASBプロジェクト)

2009/11/5現在 IASBサイトより

	予想される公表日						
	2009 Q4	2010 Q1	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 H1	2011 H2+
その他のプロジェクト							
年次改善2008~2010 (ED,2009年11月24日までコメント募集)			IFRS				
年次改善2009~2011				ED		IFRS	
排出権取引			ED			IFRS	
IFRIC14号の改訂	IFRS						
保険契約			ED			IFRS	
負債(IAS37号の改訂)	ED			IFRS			
経営者による説明 (ED、2010年3月1日までコメント募集)				CG			
料金規制活動(ED、2009年11月20日までにコメント募集)			IFRS				
解雇給付(IAS19号の改訂)	IFRS						
概念フレームワーク							
フェーズA: 目的及び質的特性	Final Chapter						
フェーズB: 構成要素及び認識					DP		ED
フェーズC: 測定		DP				ED	Final Chapter
フェーズD: 報告企業	ED		ED		Final Chapter		

CG: 完成したガイダンス ED: 公開草案、IFRS: 基準として公表

ASBJプロジェクト計画表

2009/9現在 ASBJ9月2日発表資料より



	2009年		2010年				2011年	備考
	7~8	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12		
既存の差異に関連するプロジェクト項目								
企業結合(ステップ2)	DP			ED		Final		企業結合専門委員会が対応(ステップ1は2008年12月に終了)
財務諸表の表示	DP	ED	Final					財務諸表表示委員会が対応
無形資産		DP		ED		Final		無形資産専門委員会が対応
過年度遡及修正		Final						過年度遡及委員会が対応
IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目								
(1)連結の範囲			ED				Final	特別目的会社専門委員会が対応(IASBは2009/4Qに公表予定)
(2)財務諸表の表示	DP			Comment			ED	財務諸表表示委員会が対応(IASB/FASBは2010/2QにED公表予定)
(3)収益認識	DP			Comment			ED	収益認識委員会が対応(IASB/FASBは2010/2QにED公表予定)
(4)負債と資本の区分			Comment					負債資本WGが対応(IASB/FASBは2010/1QにED公表予定)
(5)金融商品								金融商品専門委員会が対応
保有区分の変更		ED						2010年3月までに暫定措置である実務対応報告26号の見直し
分類・測定	Comment					ED	Final	IASBのEDは2009年7月に公表
減損		Comment				ED	Final	IASBのEDは2009/4Qに公表
ヘッジ会計		Comment				ED	Final	IASBのEDは2009/4Qに公表
(6)公正価値測定・開示	DP							金融商品専門委員会が対応(IASBは2010/2Qに公表予定)
(7)退職給付								退職給付専門委員会が対応
ステップ1			ED				Final	
ステップ2		Comment					ED	IASBのEDは2009/4Qに公表
(8)リース	Comment					Comment	DP/ED	リース会計専門委員会が対応(IASB/FASBは2010下期に公表予定)
(9)認識の中止	Comment		DP				ED/Final	特別目的会社専門委員会が対応(IASBは2010下期に公表予定)
IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目								
1株当りの利益						ED	Final	1株当り利益専門委員会が対応(IASBは2010年まで対応しない)
引当金	DP				ED		Final	引当金専門委員会が対応(IASBは2009/4Qに公表予定)
保険			Comment					保険会計WGが対応(IASBのEDは2009/4Qに公表予定)

2. IFRSの狙いと特徴

1. 投資家視点
2. 原則主義
3. 包括利益と公正価値
4. 企業結合

1

国際会計基準の歴史と動向

2

IFRSの狙いと特徴

3

これからの経理・財務部門の役割

4

IFRS対応プロジェクトのポイント

5

まとめ



International
Accounting Standards
Board®

Our goal

To provide the world's integrating capital markets
with a **common language** for financial reporting

狙い

- グローバル化、多様化したステークホルダーに対する比較透明性の確保
 - ▶ 情報強者の経営者と情報弱者の投資家との“情報の非対称性”の最小化
 - ▶ 企業・国・市場間での比較透明性の確保（ゲームのルールの整備）
- 合目的の会計情報の提供
 - ▶ 収益測定・原因分析の手段から財産価値の表現（情報開示）の手段へ

特徴

- 原則主義 : ほとんどない数値基準、実質と経済実態を重視、本質論での標準化
 - 公正価値 : 投資家から見たリアリティーのある価値
 - 包括利益 : 利益計算の考え方の変化と表示形態
- +
- 企業結合 : 親会社説から経済的単一体説

情報の非対称性とは: 売り手と買い手の情報量の差

中古車市場の非対称情報

- 情報を持つ経済主体: 売り手またはディーラー
 - ▶ 個々の車の質に関する情報を持つ
良質の車か、欠陥車(レモン)か
- 情報を持たない経済主体: 買い手
 - ▶ 個々の車の質に関する情報を持たない
 - ▶ 平均的な質の情報は持つ

- 中古車価格の下落
- 買換え意欲の減退による質の高い中古車の供給の減少
- 欠陥車(レモン)の比率増加
- 品質悪化の懸念の拡大による買い控え
- 市場の低迷



保険市場の非対称情報

- 情報を持つ経済主体: 保険加入者または個人
 - ▶ 各自のリスクを知っている
: 安全なドライバーか危険なドライバーか
- 情報を持たない経済主体: 保険会社
 - ▶ 個人のリスクを識別できない
 - ▶ 平均的リスクを知っている

- ある一定率での保険料率の設定
- 安全なドライバーにとって割高、危険ドライバーにとって割安状況の発生
- 加入者の平均的リスクの増加
- 逆選択・逆淘汰現象の発生
- 保険ビジネスの不成立

“非対称情報の経済学”

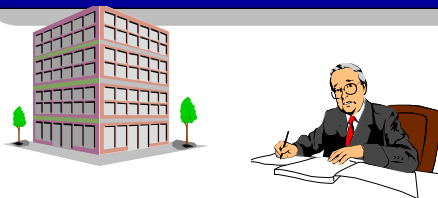
2001年「非対称情報
下での市場経済」で3
人のアメリカ人経済学
者にノーベル経済賞

資本市場における情報の非対称性の最小化と投資家保護

情報を持つ経済主体:

企業または経営者

各自のビジネスリスクを知っている



情報を持たない経済主体: 投資家

個社のリスクを識別できない

平均的リスクを知っている



企業実態の開示による情報の非対称性の最小化

- 財務情報の信頼性
- 経営管理の実態に即した業績情報 
- タイムリーな事実情報の開示

+

- 経営者の倫理観

- 開示情報の合目的性
- 企業・国・投資家間での情報差の解消



- 偏りのない事実情報
- 独自判断に資する情報
- 情報入手の容易性

+

- 最低限の読み手の能力

上場企業の責務



証券市場の健全化



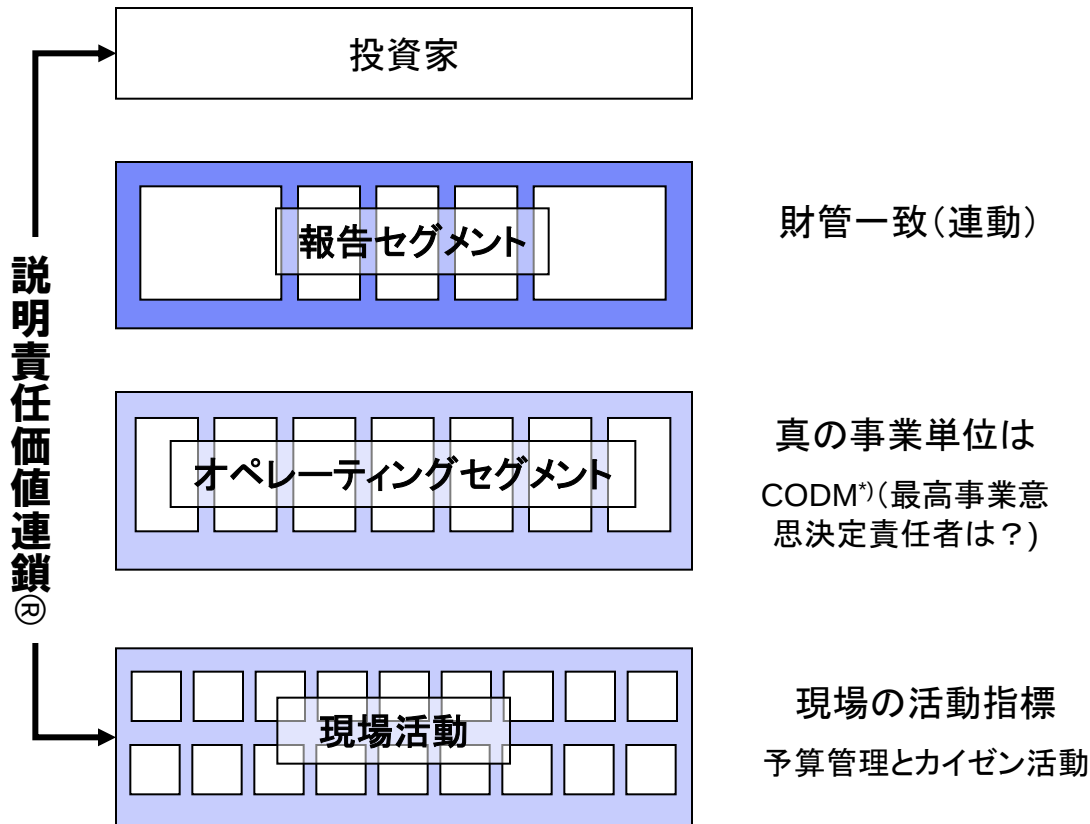
自己責任基盤の確立

情報開示:セグメント開示 (IFRS8号)

特定
投資家



一般
投資家



必要とされる機能

- ▶事業セグメントでの会社の枠組みを越えた管理組織体制の整備(経理ガバナンス)
- ▶連結ベースの予算管理サイクル基盤の整備
- ▶経営指標と活動指標の連動(勘定科目体系整備)

説明責任価値連鎖はBBSの登録商標です。

(*)CODM: Chief Operation Decision Maker

情報開示:財務諸表の表示 (IASB/FSABプロジェクト、IAS1・7の改訂)

勘定科目の統一と設定方法		費用の性質・機能別表示要請		営業CFの直接法	
財政状態計算書		包括利益計算書		キャッシュフロー計算書	
事業 ・営業資産及び負債 ・投資資産及び負債		事業 ・営業収益及び費用 ・投資収益及び費用		事業 ・営業キャッシュフロー ・投資キャッシュフロー	
財務 ・財務資産 ・財務負債		財務 ・財務資産からの収益 ・財務負債からの費用		財務 ・財務資産キャッシュフロー ・財務負債キャッシュフロー	
法人所得税		継続事業(事業及び財務活動)に関わる法人所得税		法人所得税	
非継続事業		非継続事業(税金控除後)		非継続事業	
所有者持分		その他包括利益(税金控除後)		所有者持分	

廃止事業の明確化

セグメント管理

税金戦略の巧緻の表面化、外国企業との比較論

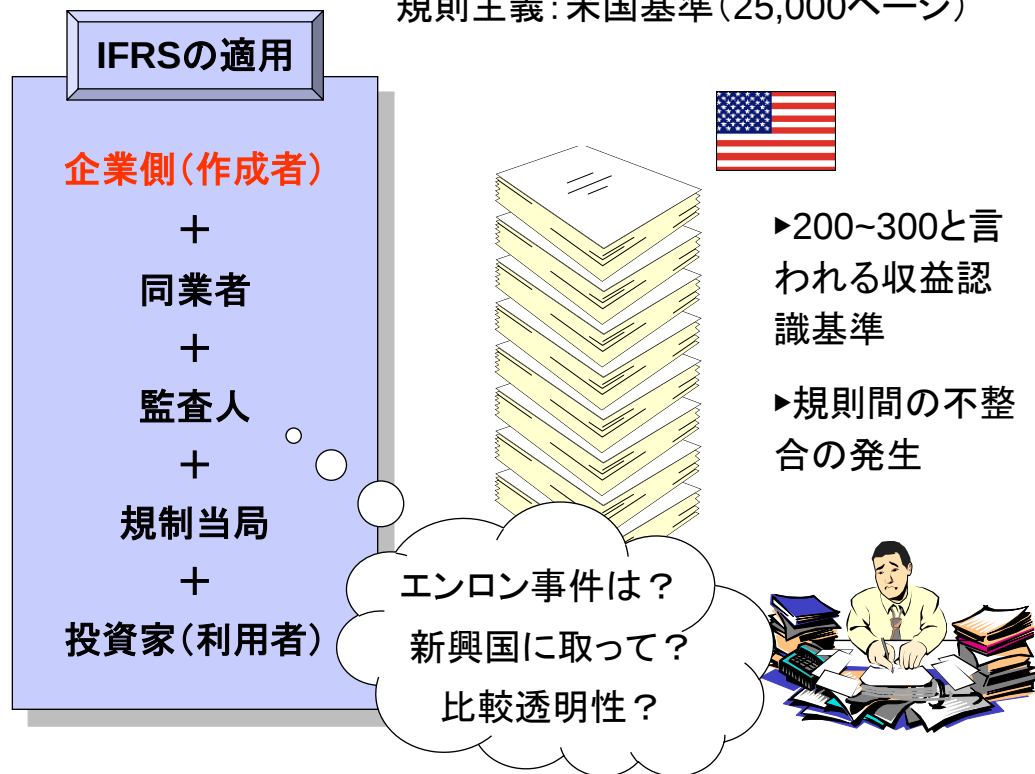
グローバル税務戦略の要請

原則主義対細則主義

原則主義: IFRS (2,500ページ)



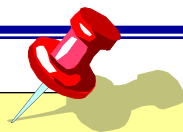
規則主義: 米国基準 (25,000ページ)



各企業の活動
実態での判断

求められる主体性・
自己責任

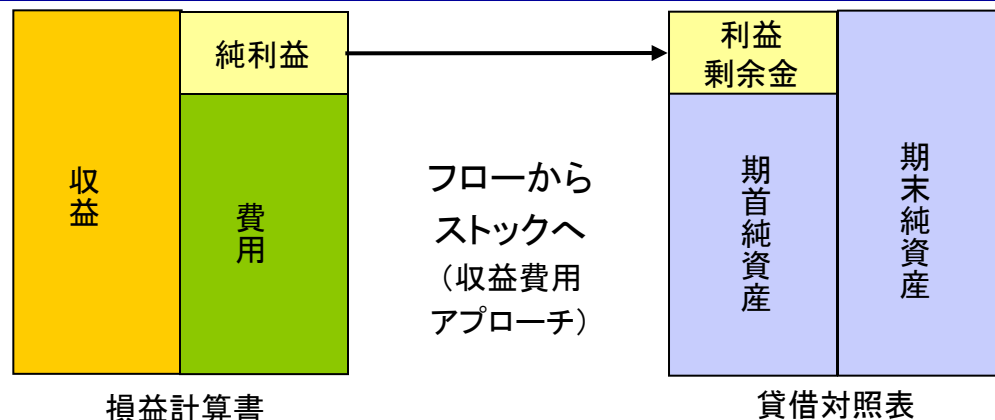
会計訴訟リス
クへの対応



- IAS2号(棚卸資産): 標準原価と売価還元法は、その適用結果が原価と近似する場合のみ簡便法として認められると表現されている。
- IAS16号(有形固定資産): 耐用年数を 企業によって資産が使用されると見込まれる期間、減価償却の方法は、資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するもの等と言っており、同一設備でも当然企業により差が生じる。
- IAS18号(収益): 収益では経済的便益あるいはリスクの移転などを収益認識の条件と言っており出荷基準が認められないとは言っていない。
- IAS27号(連結及び個別財務諸表): 親会社及びその子会社の財務諸表は、同一の報告日付けで作成しなければならないとされている。原文は“shall be”という強い英国語表現となっている。
- IAS37号(引当金、偶発債務及び偶発資産): 引当金は債務性が求められ、その金額も発生可能な確率で、現在割引価値を使用して計上する事となるため、発生可能な確率の判断が必要となる。また、現在の日本基準における引当金の概念が大幅に変化するため留意しなければならない。
- IAS38号(無形資産): 無形資産の中で研究開発に係る支出の内、開発の部分については、開発の定義と無形資産の原則に沿って、一定条件を満たせば、自己創設無形資産として認識しなければならない(shall be recognised)としており研究開発費の正確な定義付けと管理が必要となる。

等

利益概念*1)の変化と包括利益*2)

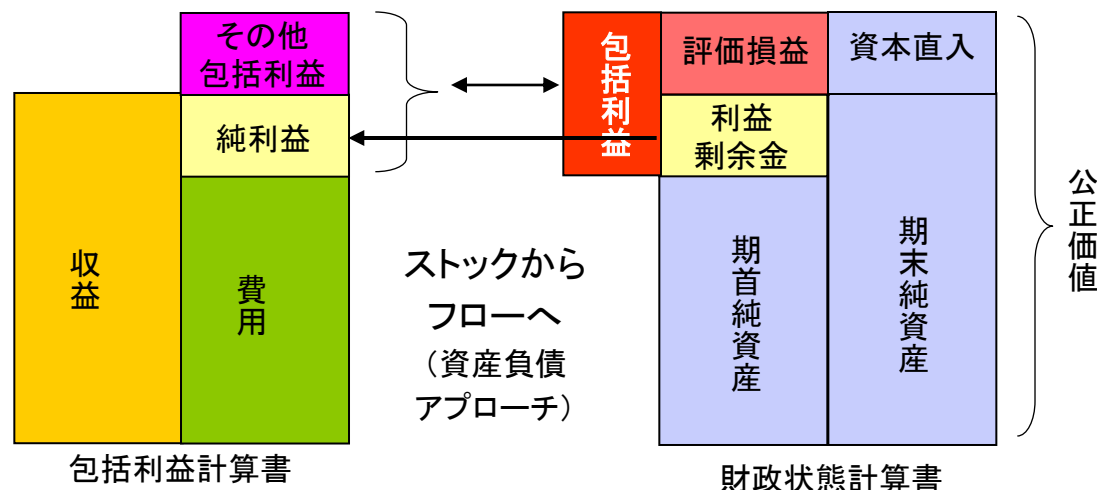


“事業資産を軸とした実物経済”

実現利益中心

利益＝収益－費用

費用配分(減価償却)の恣意性？



“マネー経済の台頭”

損益計算書外項目の増加(資本直入)

損益計算書の利益？

包括利益＝資産・負債の増減

活動実態の把握は？

*1) 利益計算に関する資産負債中心観、収益費用中心観の2つの中心観はFASBが1976年の討議資料「財務会計及び財務報告のための概念フレームワーク」で用いた用語。資産負債アプローチ、収益費用アプローチとも言う。

*2) 包括利益はIFRSでは2009年より導入開始、米国では1997年より導入済みであるが開示の方法もあり、業績評価の指標としてはあまり重んじられていない。

公正価値とは

投資家へ向けたリアリティのある財産価値の表現とは
“今、買ったらいくら？、売ったらいくら？”

【実物経済を支える事業資産からマネー経済を支える金融資産の台頭⇒時価会計への変化】

取得原価主義の財産価値

- 当初認識を基準とした費用配分結果
 - ▶減価償却後の残存価値
- ≡計算上の結果

時価主義(公正価値)での財産価値

- 測定時点(決算期)でリセットした再測定価値
 - ▶資産毎の測定手段、変動認識

実物経済の利益に加え保有資産・負債の評価損益の影響増大

→経営責任とは(全資産の価値変動)

→投資家保護とは(早期の一括認識)

公正価値の定義

■現IFRSの定義:

→公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者の間で、独立第三者取引条件により、資産が交換される、または負債が決済される金額をいう。(まとまった形式では表現されていない)

■米国基準(SFAS157)の定義:

→公正価値とは、測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払う金額をいう。(出口価格)

■我が国の時価の定義:

→時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である(金融商品会計基準第6項及び金融商品実務指針第47項)。

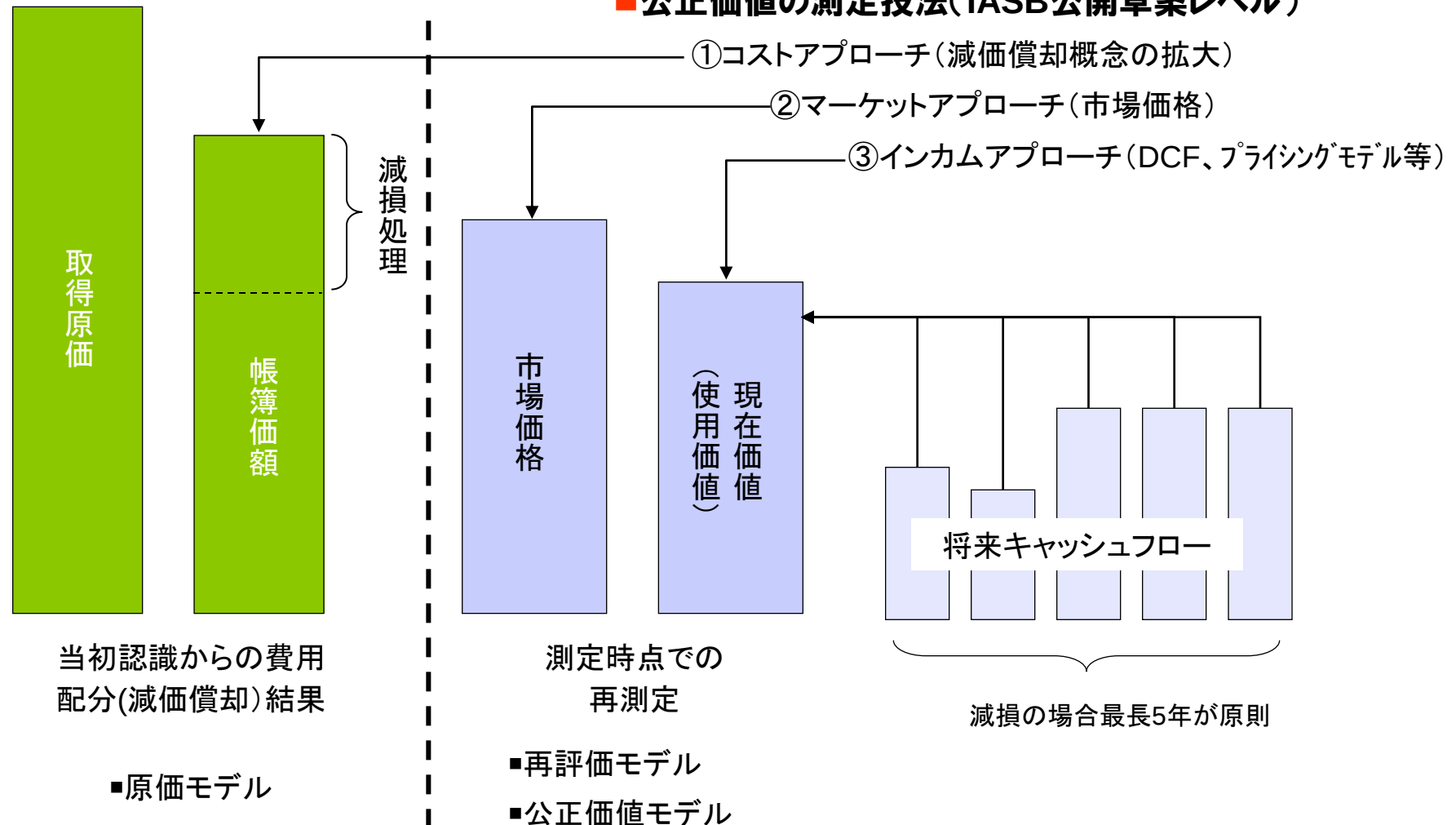


■IASB公開草案の定義(2009年5月28日発表):

→SFAS157の定義を全面的に受け入れ、IFRSX号として設定される。その結果、現在のIFRSsで定義されている公正価値の表現が修正される事になる。(2010/2Q)

SFAS(財務会計基準書): Statement of Financial Accounting Standards

■公正価値の測定技法(IASB公開草案レベル)



“事業用資産=取得原価主義”

“金融資産=公正価値” ⇒ 非金融資産への拡大

日本たばこ産業2009年3月期実績

2009年3月期投資家説明会資料より



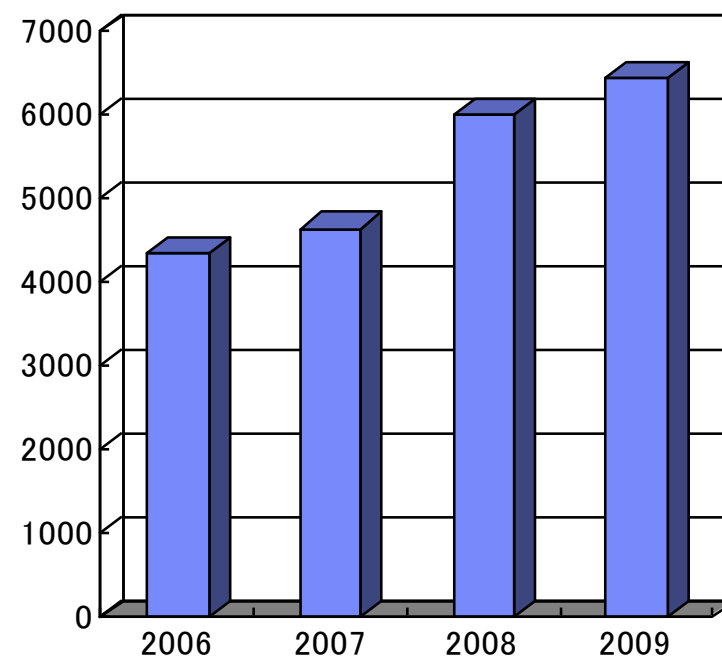
海外たばこ事業におけるトップライン成長の継続に加えGallaherの連結等により、売上高、EDITDAは増収・増益、過去最高を達成

(単位: 億円)

	2008年3月期	2009年3月期	増減
税込売上高	64,097	68,323	4,225 (8.6%増)
税抜売上高	20,683	22,951	2,267 (11.0%増)
EBITDA	6,020	6,462	441 (7.3%増)
営業利益	4,305	3,638	△667 (15.5%減)
経常利益	3,626	3,075	△550 (15.2%減)
当期純利益	2,387	1,234	△1,153 (48.3%減)

JT、純利益48%減
のれん代償却が重し
5月1日日経新聞記事

■ EBITDA



EBITDA(キャッシュ利益):
Earnings Before Interest Tax Duplication and Amortization

【参考: のれんの償却影響を除く主要利益】

営業利益	4,344	4,693	348 (8.0%増)
経常利益	3,665	4,130	465 (12.7%増)
当期純利益	2,425	2,289	△136 (5.6%減)

公正価値・包括利益の経営へのインパクト

公正価値評価の拡大に伴う利益(包括利益)の変動性(ボラティリティー)の増大

- のれんの減損(償却停止): 当期損益 
- 減損適用の拡大(回収可能金額に割引率の適用、減損戻り入れ): 当期損益
- 売買可能金融商品(持合株式)の公正価値評価: その他包括利益
- 給付建制度債務(保険数理差異)の一括認識: その他包括利益



資産(本)効率とキャッシュフローに着目した経営スタイルへシフト

- バランスシート管理の強化
 - ▶投資採算管理(企業買収、事業計画)の強化
 - ▶外部変動要因の最小化を目指した不要資産の圧縮(不採算事業・持合株式)
- キャッシュフロー創出力への直目
 - ▶会計的利益より将来キャッシュフロー
 - ▶資本コスト(割引率、時間概念)の考慮

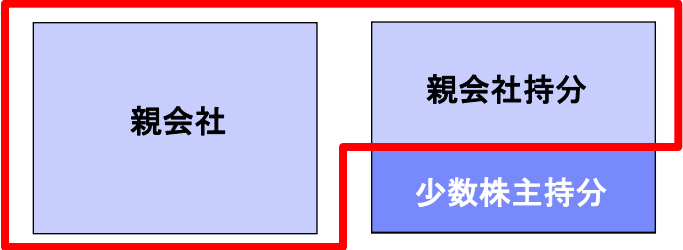
企業結合：親会社説から経済的単一体説へ



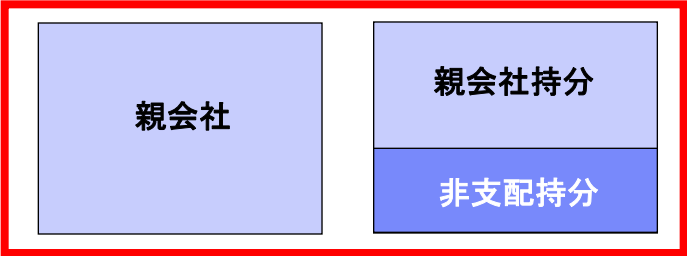
■連結財務諸表は誰の立場でつくるのか

Consolidated financial statements are the financial statements of a group presented as of **a single economic entity**(IAS27)

【親会社説】



【経済的単一体説】



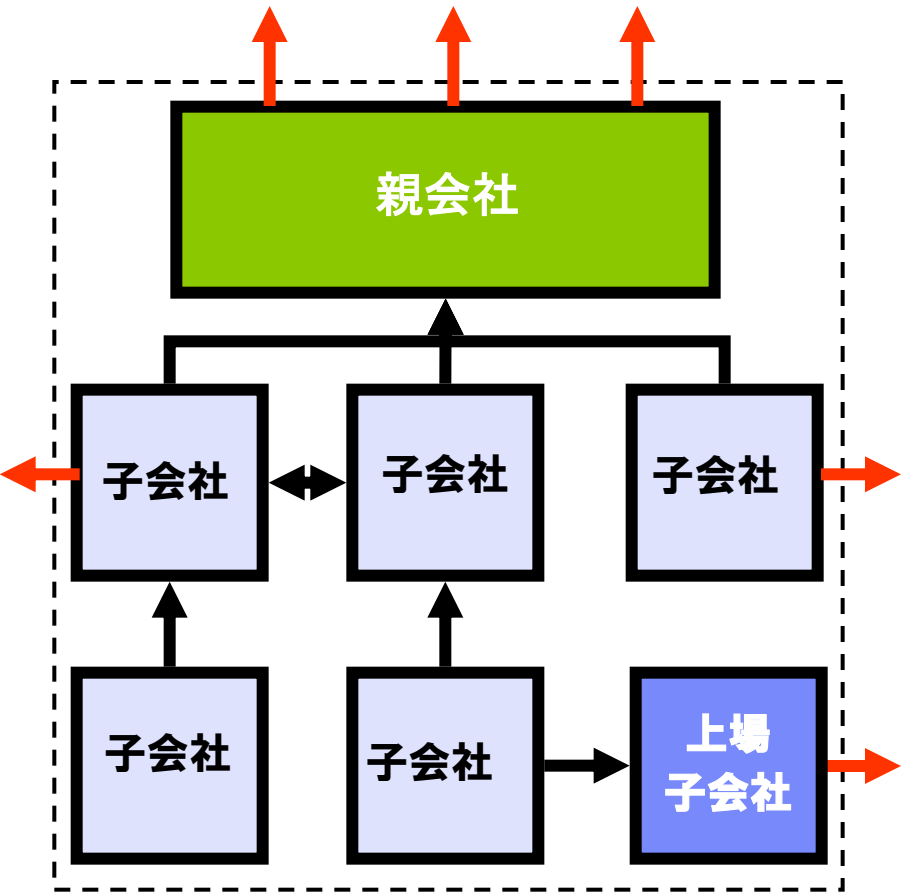
【親会社説と経済的単一体説比較抜粋】

項目	親会社説	経済的単一体説	IFRS
持分変動額の処理	損益処理	資本取引であり損益は発生しない	資本取引
のれんの認識	購入のれん	全部のれん	全部のれんと購入のれんを選択
損益の表示	少数株主持分は当期純利益から控除	少数株主(非支配)持分も含めて表示し内訳を表示	当期利益とその他包括利益を親会社持分と非支配分に区分して表示

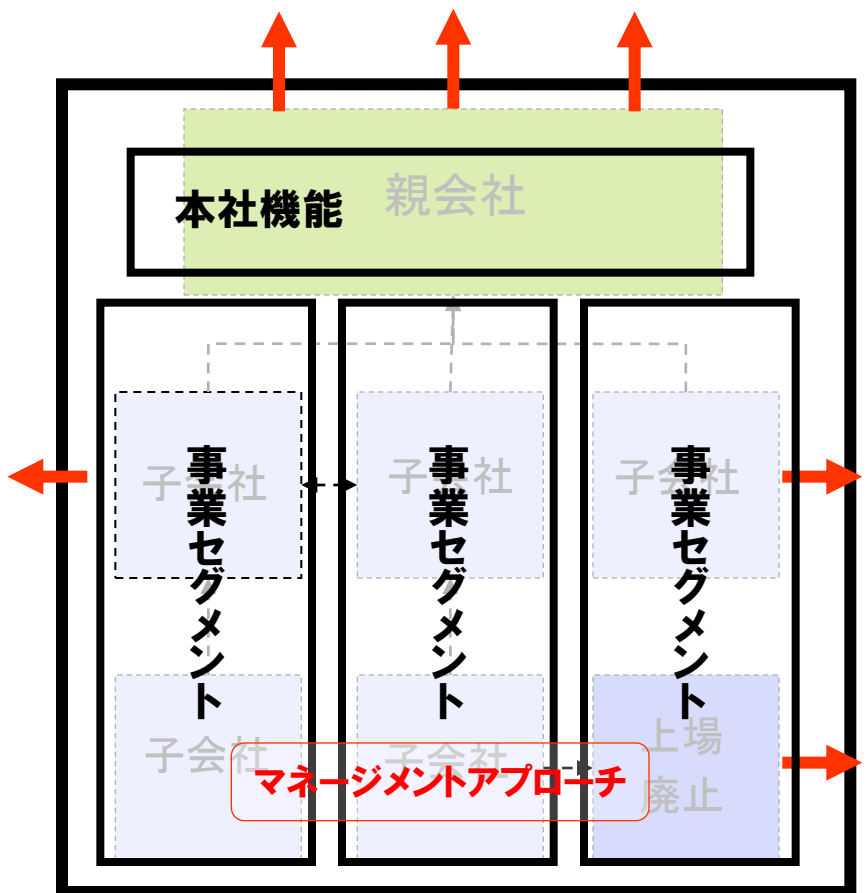
連結経営管理、子会社上場等の資本政策、M&A戦略への影響

連結経営管理モデルの変革要請

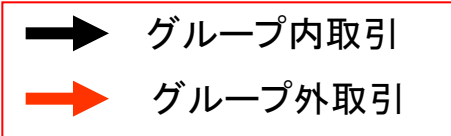
子会社ガバナンスモデル



シングルカンパニーモデル



グループ内外取引でも同等



グループ外取引のみを評価



親会社を有する会社の上場に対する東証の考え方について

“平成19年4月24日に公表した「上場制度総合整備プログラム2007」の実行計画に基づく”



子会社上場の弊害

- ① 親会社と子会社の他の株主の間には潜在的な利益相反の関係
- ② 親会社により不利な事業調整や不利な条件による取引等の可能性
- ③ 資金需要のある親会社が子会社から調達資金の吸収の可能性
- ④ 上場後短期間で非公開化するなど、子会社の株主の権利や利益の毀損の可能性

東証の見解

- ① 本格的な連結経営が求められる昨今の経営環境においては、企業グループ内の会社が親会社以外の株主に対して責任を負うこととなる子会社上場は、一体的な連結経営を行ううえでは必ずしも望ましくない。
- ② 子会社上場は、一律的に禁止するのは適当ではない反面、投資者をはじめ多くの市場関係者にとっては必ずしも望ましい資本政策ではない。
- ③ 新規に上場を目指す子会社及びその親会社においては、上記のような子会社上場の特性を十分に考慮のうえでその方針を決定し、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましい。

http://www.tse.or.jp/news/200706/070625_a.html

3. これからの経理・財務部門の役割

1

国際会計基準の歴史と動向

2

IFRSの狙いと特徴

3

これからの経理・財務部門の役割

4

IFRS対応プロジェクトのポイント

5

まとめ

これからの経理・財務部門の役割と変革

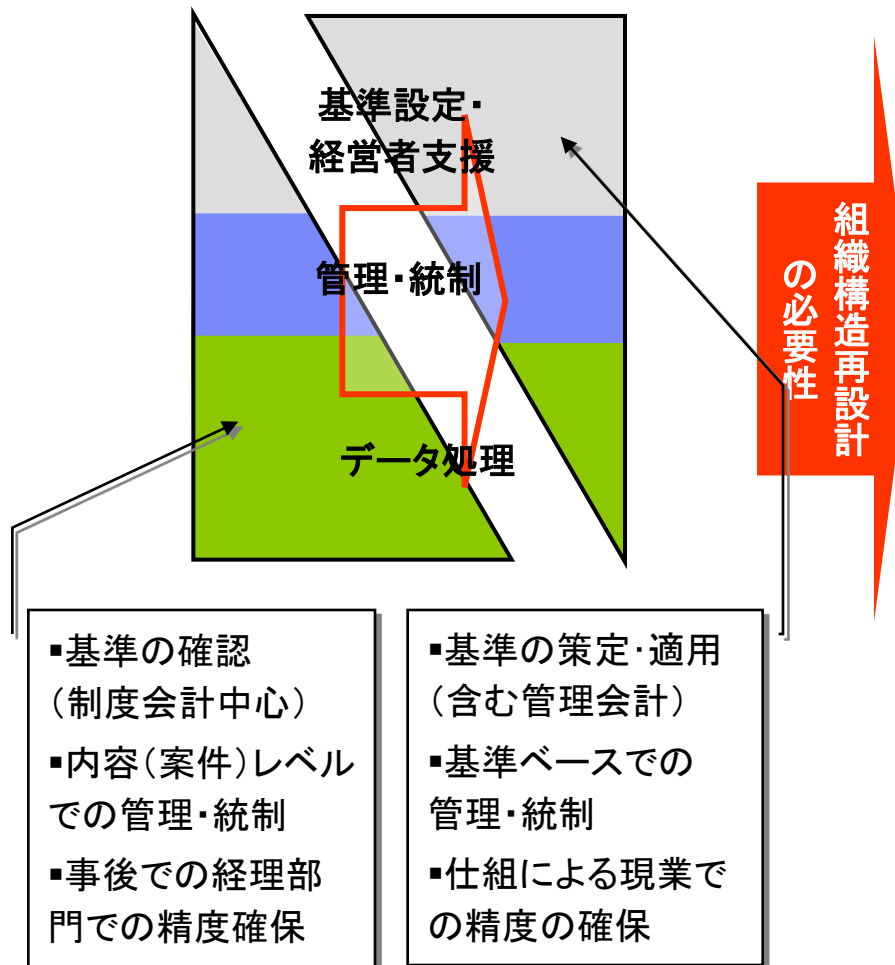
IFRS時代の要請

- 主体性を持った行動力
(原則主義への対応)
- 基準・ルールの策定能力
(IFRSゲームの参謀役)
- 会計情報管理の元締め
(財・管の一体運営)
- プロセス改革のリード役
(更なる決算早期化)

理不尽な
部門縮小



求められる役割変化



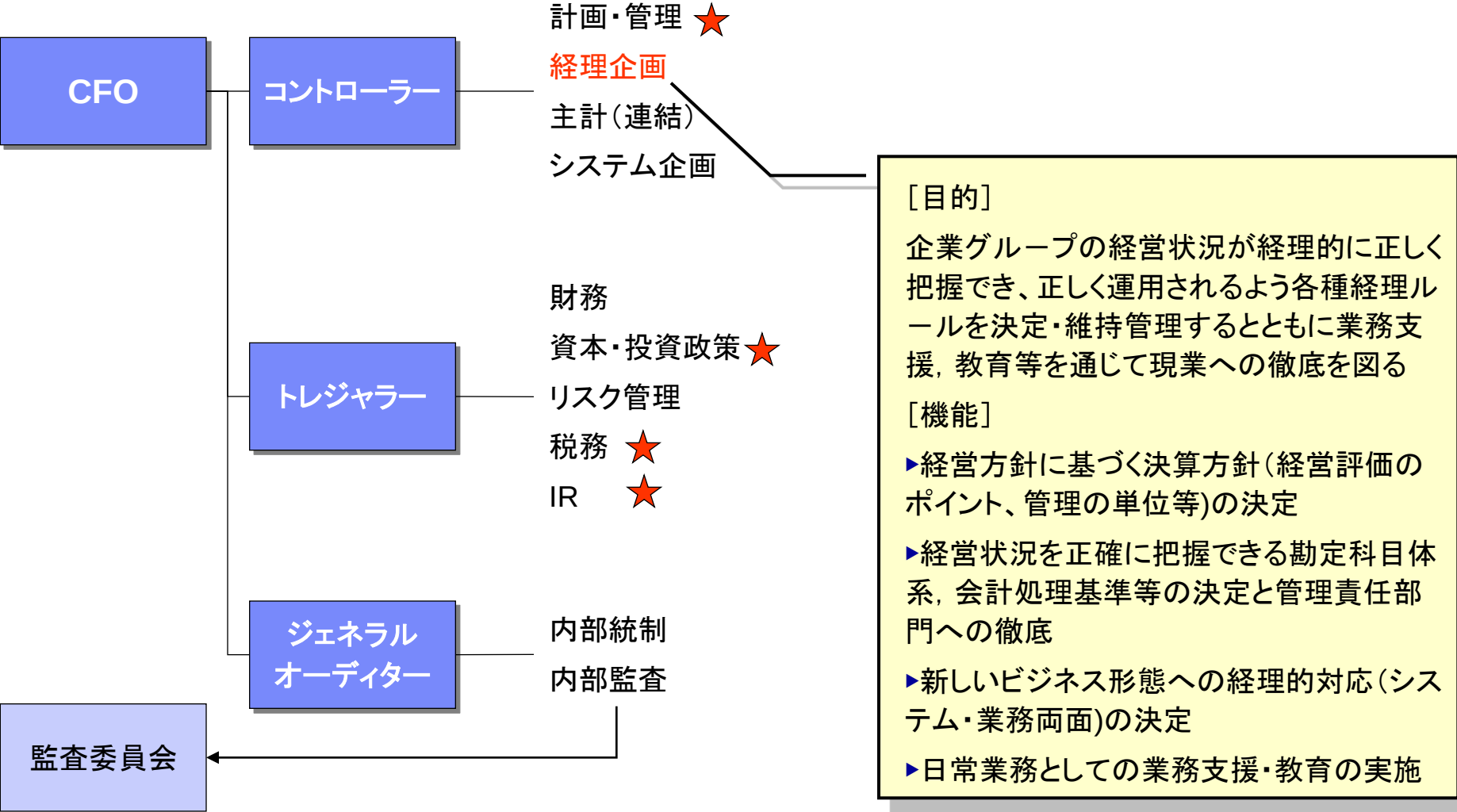
経理・財務機能の再構築



1. CFO機能
2. 経理機能再整理能
3. 連結ガバナンス
4. スキルチェンジ

CFO: Chief Finance Officer

欧米企業における典型的なCFO機能と役割



経理機能の再整理とシステム支援(経理の過剰サービスからの脱却)



現業

準経理

経理(主計)

業務帳簿管理(基幹業務)
データ発生・入力

会計補助簿管理(債権・債務)
勘定の確定・締め

総勘定元帳管理
異常値・分析・報告

財務報告に係る内部統制が
意識された業務プロセスと業
務システムによる取引データ
精度の確保

整備された帳簿体系(会計
補助簿の明確化)による会
計帳簿間の整合性確保と
各勘定の確定

予算比・前期比等による異
常値チェック、管理の資する
データ管理、開示用レポート
作成

データ精度担保の責任

会計データとしての確定

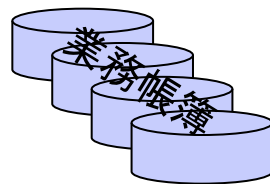
会計データの管理

業務とシステムの連携の見直し
(後工程へ欠陥を流さない仕組作
り)

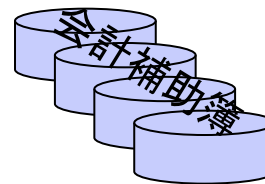
- 発生源入力システム
- 基幹系システム

- 会計補助簿システム

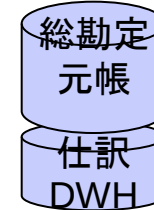
- 総勘定元帳システム



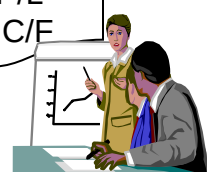
自動
仕訳



自動
転記



B/S・
P/L・
C/F

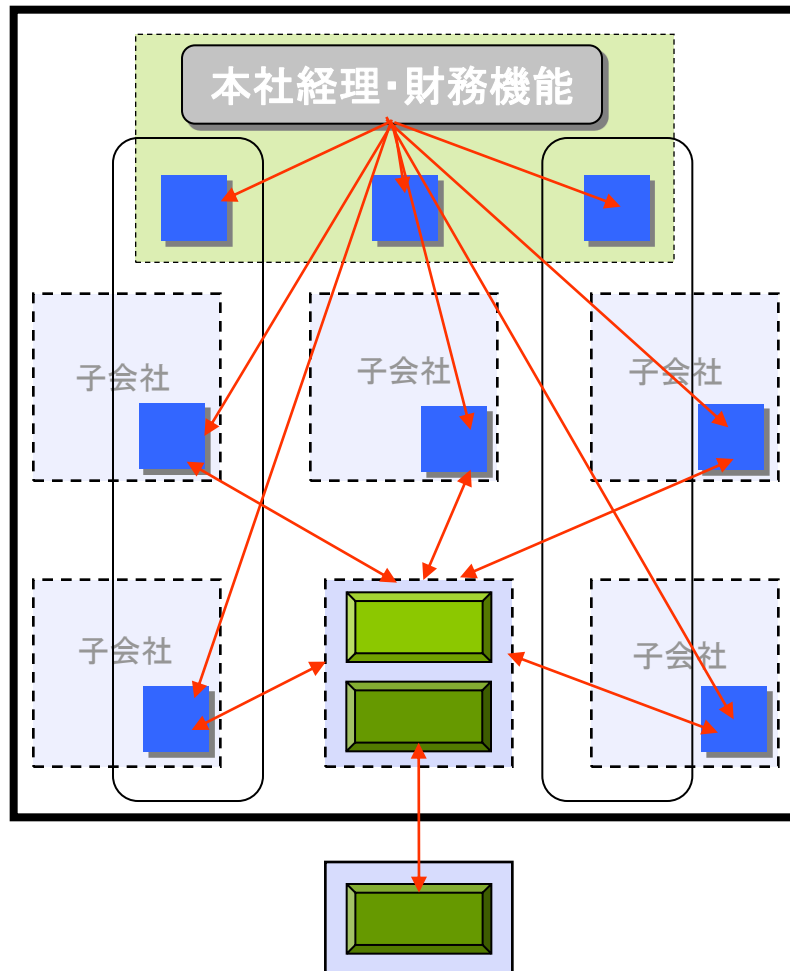


自動仕訳化と整備された帳簿体系によるトレーサビリティの確保

シングルカンパニーモデルを支える経理・財務部門



業務標準化と業務機能の整理による人員・人材の共有化による有効活用とシェアード化・アウトソース化の推進



本社経理・財務機能

- ▶ グループ共通ルール of 策定
- ▶ システム化方針 of 策定
- ▶ 人材育成・ローテーション
- ▶ 内部統制方針 of 策定

事業ユニット経理・財務機能

- ▶ 各種ルールの事業内展開
- ▶ 事業ビジネス支援
- ▶ 事業固有ルールの策定
(本社と同期確保)

シェアードセンター

- ▶ プロセス改革・設計
- ▶ プロセス運用

アウトソーサー

- ▶ プロセス運用

4. IFRS対応プロジェクトのポイント

1

国際会計基準の歴史と動向

2

IFRSの狙いと特徴

3

これからの経理・財務部門の役割

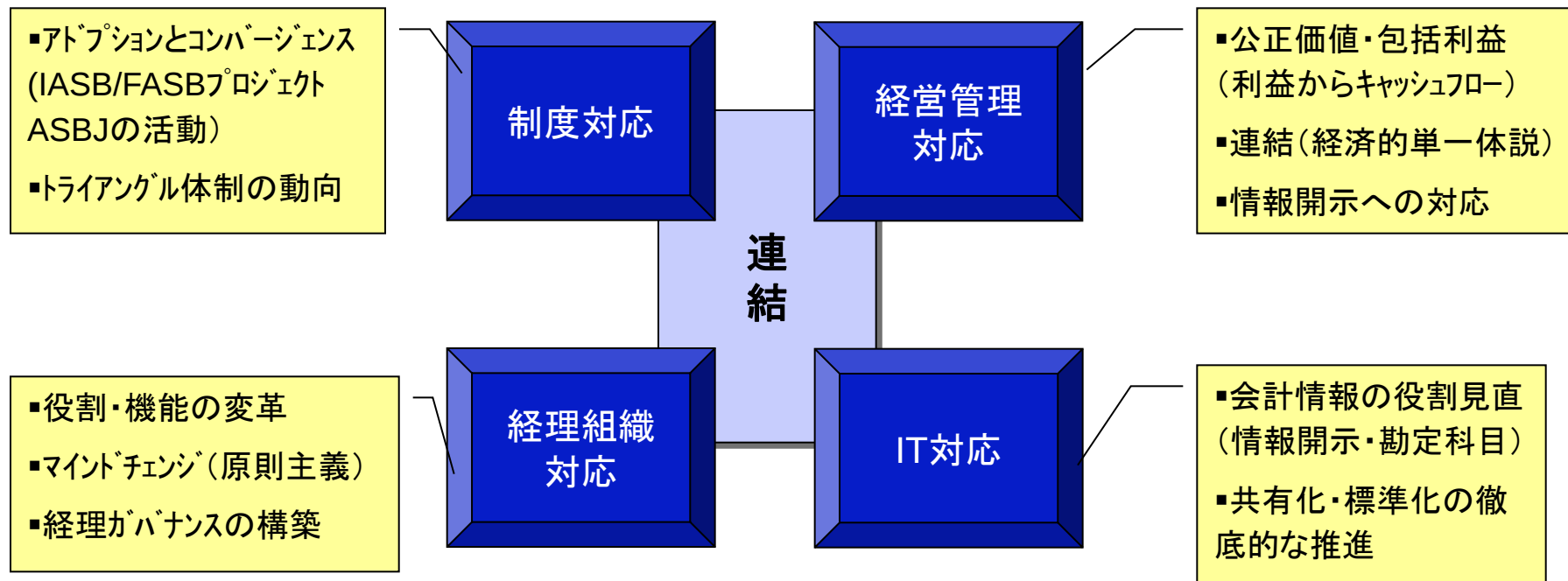
4

IFRS対応プロジェクトのポイント

5

まとめ

IFRSの対応へ向けて



対応のポイント

- 経理機能・マインドの変革: 恒久的体制と人材育成を意識したプロジェクト体制
- 連結ガバナンスの醸成: 全体最適・個別最適視点のアプローチ
- 業務プロセス・ITへの影響検証: 現業部門、IT部門の早期巻き込み (特にIT)
- 会計リテラシーの浸透: 経営層・現業の巻き込み・教育 (IFRS=マネジメントアプローチ)

“早めの取り組み=自社のロードマップ”

制度対応

IASB/FASBのプロジェクト内容は一部を除き明らかになっておりMoving Targetもほぼ固まりつつある。勿論、今後も変更は継続されるため基準管理の企業側の体制整備は必須である。国内においては、公開会社法における開示制度の動きと確定決算主義の動きが要注意である。尚、ドイツでは2009年より確定決算主義が廃止となった。

連結(IFRSアドプション)
原則主義

現行IFRS+
IASB/FASBプロジェクト



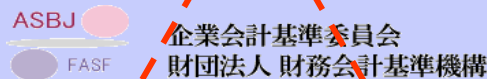
IASBプロジェクト計画表(2009/11/6):別紙

- 金融危機プロジェクト
- MoU関連プロジェクト
- その他プロジェクト
- 概念フレームワーク

単独(コンバージェンス
する日本基準)

細則主義(従来通り?)

東京合意に基づく
コンバージェンス



ASBJプロジェクト計画表(2009/9/2):別紙

- 既存差異に関するプロジェクト項目
- IASB/FASBのMoUに関連するプロジェクト項目
- IASB/FASBのMoU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目

トライアングル

体制の
崩壊?

会社法の変化

→公開会社法

会社法と金商法の
開示制度の統合

不変の税法?

→税・財分離?

確定決算主義
(損金経理)

公開会社法とは:「民主党素案」(2009年7月)

- 公開会社をめぐる現行法制の主な問題点: **会社法(裁判規範)と金融商品取引法(行政規範)が並立しており、混乱を招いている**

1. 会社法と金融商品取引法との間で、情報開示や会計のあり方が不明確となっている
 1. 決算公告、財務諸表、会計監査、新株発行手続、公開買付など、会社法と金融商品取引法との間で異なる手続が存在する
2. 適正な企業統治を実現するシステムが担保されていない
 1. 資本市場から見て、企業統治のあり方が水準に達していない
 - 社外取締役制度の狙いが達成されていない
 2. 「会社のあり方」に対して、従業員の意見を反映する仕組みがない
 - 会社法では、清算時以外は従業員の意見を聴かなくてよい
 3. M&A 法制が整備されていない
 - 企業買収者に対する「全部買付義務」や「企業経営方針の明示義務」がない
 4. 監査役が有効に機能していない
 - 経営陣になれなかった人が監査役になるようでは、牽制にならない
 5. 会計監査への経営陣の影響が強い
 - 経営陣が会計監査人を選んで報酬を決めるようでは、適正な監査に疑いが残る
3. 企業集団の取扱いが明確ではない
 1. 金融商品取引法と会社法で、企業集団の取扱いに違いがある
 2. 親会社の子会社に対する責任が明確ではない
 - 親会社の株主や取締役が持つ、子会社の意思決定、業務執行の権限が明らかでない
 - 企業集団として事実上一体なのに、損害賠償や株主代表訴訟が分断されている

公開会社法、11年に
立法化。

“2010年1月12日日経記事”

会計情報システムの目的と求められる機能



■マネージメントアプローチ

- ▶セグメント情報
- ▶事業・地域



- 財務と管理の連動
- 業績評価との連動
- 現場活動との連動

■経営管理システムとしての機能の充実

- ▶保持情報の充実
 - セグメント/勘定科目体系/会計キー
 - ヒストリー情報
- ▶検索機能
- ドリルダウン
- 非財務数値との連携

インベスターリレーションズ

情報開示

広義の会計システム

通常の会計システム

基本の会計システム

総勘定元帳
システム

会計補助簿
システム

業務
システム

活動結果

現場活動

説明責任価値連鎖②

■財務報告の内部統制の担保

- 四半期開示(30日以内(東証))
→耐監査性



- 正確性(信頼性)
- 適時性
- 効率性

■会計情報システムとしての基本的機能の充実

- ▶整備された帳簿体系
 - 業務職掌と整合性の取れたアプリケーション体系
- ▶財務アサーションの基盤
- ▶トレーサビリティの担保
 - 前工程システムとの連携(自動仕訳の徹底)

日本と欧州の相違点

	欧州 	日本 
IFRS導入方法	ビックバンアプローチ 2005年に一気に切り替えのため目標が明確であった	コンバージェンスアプローチ 2014年まではコンバージェンスを行い、2015年～2016年にアドプションする可能性が高いため目標を立てづらい
経理ガバナンス	強い 会計方針・会計処理・勘定科目等は基本的にグループで統一されており、親会社経理の子会社に対する統制は強い	弱い グループ会社の経理に対する親会社の統制が強いとはいえない
基準への対応力	強い そもそも基準が欧州主体で作成されたものである 会計基準の統一レベルが高い	弱い 原則主義への対応のハードルが高い 会計基準の統一にそれほど価値観を持っていなかった
システムの統一状況	グループ共通システム グループで統一されているケースが多い 特に会計システムは共通化されているケースが多い	統一されていない 各社毎に構築されているケースが多い 同じ会計システムを使用していても勘定科目は異なっているケースが多い

5. まとめ

1

国際会計基準の歴史と動向

2

IFRSの狙いと特徴

3

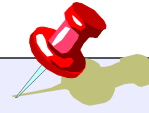
これからの経理・財務部門の役割

4

IFRS対応プロジェクトのポイント

5

まとめ



■ 経営スタイルの改革のきっかけに

- ▶ 連結ガバナンス
- ▶ 資産(資本)効率に重きを置いた経営: キャッシュフロー経営 (PL+BS)
- ▶ 基準・ルールに基づく企業活動
- ▶ 上場企業としての責務(説明責任: 裏と表)

■ 組織としての会計リテラシーの強化

- ▶ 資本市場でのビジネスゲームのルールとの認識
- ▶ 経理・財務部門の位置付け強化

■ IFRS導入そのものについて

- ▶ 本質論の理解
- ▶ 欧米との相違点の認識(経理ガバナンス・会計への価値観・DNA)

経理・財務部門変革の絶好の機会

ご清聴有難うございました。

【連絡先】: snakazaw@bbs.co.jp